

政策研究大学院大学個人情報保護規程施行細則

（平成24年12月11日）
24細則第1号

改正 平成27年4月1日27細則第4号

改正 平成27年10月27日27細則第5号

（趣旨）

第1条 政策研究大学院大学個人情報保護規程（平成17年規程第5号。以下「規程」という。）

第39条の規定に基づく政策研究大学院大学における保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の取扱いに関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

（保護管理者等）

第2条 総括保護管理者は、規程第4条第3項の規定に基づく保護管理者を定め、又は変更する場合は、当該保護管理者に対し通知書を交付しなければならない。

2 保護管理者は、規程第5条第1項の規定に基づく保護担当者及び規程第15条第1項の規定に基づく保有個人情報等へのアクセス権限を有する教職員等を定め、又は変更する場合は、教職員等に対し通知書を交付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第11条に規定する内規により、当該保護管理者等を定めた場合は、通知書の交付を省略することができるものとする。

（記録媒体等の点検・評価及び見直し）

第3条 保護管理者は、規程第4条第5項に規定する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等に係る定期の点検については、少なくとも毎年度1回実施するものとし、遅滞なく、その点検結果（随時の点検を含む。）を総括保護管理者の定めるところにより報告するものとする。

2 保有個人情報等の適切な管理のための措置については、総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

（監査）

第4条 規程第6条第2項の規定に基づく保有個人情報等の管理の状況に係る監査については、少なくとも毎年度1回実施するものとする。

2 監査室は、監査責任者が実施する保有個人情報等の管理の状況に係る監査を補助するものとする。

（教育研修）

第5条 規程第8条第1項及び第2項に規定する教育研修については、少なくとも毎年度1回実施するよう努めるものとする。

（個人情報ファイル）

第6条 保護管理者は、特定の個人を識別できる個人情報の数が1,000人以上である個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、総括保護管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、前項に規定する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の記載事項に変更があったときは、直ちに、総括保護管理者に報告しなければならない。

3 保護管理者は、第1項に規定する個人情報ファイルを保有しなくなったとき、又はその個人情報ファイルに含まれる個人情報によって識別される特定の個人の数が1,000人未満となったときは、遅滞なく、総括保護管理者に報告しなければならない。

（保有個人情報の区分、秘匿性及び重要度）

第7条 保有個人情報は、その漏えい、利用目的以外の利用等により発生する精神的な苦痛及び経済的被害を踏まえ、次の各号に掲げる情報に区分するものとする。

- 一 個人を表す基本的な情報（以下「基本情報」という。）
 - 二 その他前号に準ずる情報
 - 三 漏えい等によって他人に知られることにより、個人に対して精神的な苦痛を与える情報（以下「プライバシー情報」という。）及び利用目的以外に利用されることにより、個人の持つ資産に直接的な損失又は影響を与え得る情報（以下「経済的情報」という。）
 - 四 前3号に掲げる情報よりも更に注意を要する情報（以下「要注意情報」という。）
- 2 規程第15条（アクセス制限）、第21条（保有個人情報の取扱状況の記録）から第28条（暗号化）まで、及び第32条（端末の管理）に規定する保有個人情報の秘匿性並びに規程第29条（入力情報の照合）及び第30条（バックアップ）に規定する保有個人情報の重要度については、次に掲げる表の区分による。

秘匿性／重要度		保有個人情報の内容
1	基本情報	氏名、住所、生年月日、性別
2	その他基本情報に準ずる情報	メールアドレス、教職員個人番号、学籍番号、健康保険証番号、年金証書番号、電話番号、健康保険証情報、年金証書情報、学校名、役職、職種、身長、体重、血液型、身体特性、写真、音声、体力診断
3	プライバシー情報	人種、国籍、趣味、特技、嗜好、民族、賞罰、職歴、学歴、成績、試験得点
	経済的情報	パスポート情報、情報システムのアカウント／パスワード、預金先情報、年収・年収区分、資産、建物、土地、預金残高、謝金、所得、債務情報
4	要注意情報	信条、思想、宗教、信仰、診療情報（病状、カルテ、健康診断、手術歴、看護記録、検査記録、DNA、病歴、治療法、レセプト）、本籍、身体障害者手帳、身体障害、精神障害、犯罪歴

（台帳等への記録）

第8条 保護管理者は、規程第21条の規定に基づく保有個人情報の取扱状況に係る台帳等の作成については、保有個人情報のうち、その保有個人情報に含まれる個人情報によって識別される特定の個人の数が100人以上のものその他必要と認められるものを対象とし、総括保護管理者の定めるところにより行わなければならない。

（アクセス制御）

第9条 保護管理者は、規程第22条の規定に基づき、保有個人情報等が記録されている電子媒体又は電子ファイルの利用及びアクセスに係るパスワードの設定又は当該情報を取り扱う教職員等に対するパスワードの設定の指示をしなければならない。

2 保護管理者は、規程第22条の規定に基づき、容易に推測可能なパスワードの設定（電話番号、アルファベット等による氏名表記、生年月日等）の禁止及び定期的な変更等の基準を示したパスワードの管理に関する定めを整備しなければならない。

（漏えい等の報告）

第10条 保護管理者は、規程第36条第2項の規定に基づく総括保護管理者への報告については、別紙様式第1号により行わなければならない。

（各課等の内規の整備）

第11条 保護管理者は、各課等が保有する個人情報及び個人番号の適正な管理に関し必要な事項について、内規を定めるものとする。

附 則（平成24年12月11日細則第1号）
この細則は、平成24年12月11日から施行する。

附 則（平成27年4月1日細則第4号）
この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月27日細則第5号）
この細則は、平成27年10月27日から施行する。